

一般会計から国保特別会計への法定外繰入れに関する考え方

(厚生労働省確認済み)

1. 法定外繰入れに関する考え方

(1) 基本的考え方

国民健康保険制度が特別会計を設けている趣旨等に鑑みると、国保事業（直施設運営費を除く）の運営財源は、原則として一般会計からの繰入金（法定分（地方財政措置分等）を除く。）によることなく、保険料や法定負担の公費により賄われるべきである。

よって、本来保険料(税)として賦課・徴収すべき費用の一部に一般会計からの繰入金を財源として充てては望ましくない。

(2) 独自減免分（保険料(税)・一部負担金）に対する繰入れの考え方

独自減免分（保険料(税)・一部負担金）の財源について、現行の国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）第29条の7（市町村の保険料の賦課に関する基準）等の解釈上の取扱いは、次のア及びイのとおりである。

ただし、「保険料」及び「一部負担金」（保険税方式にあっては「一部負担金」のみ）の減免については、保険制度の相互扶助の精神や他の公的医療保険との関係から、一般会計からの繰入金を充ててはならず、保険料(税)を充てる（保険料(税)賦課総額に含める）ことを不可とまでは言えない。

ア. 保険料(税)の独自減免について

現行の国民健康保険法施行令上、保険料賦課総額に「保険料」の独自減免の財源は含まれないため、「保険料」の減免については、原則として一般会計からの繰入金を財源とすべき。

ただし、「保険税」の減免については、地方税法の解釈で、保険税賦課総額に含めることができるため、「保険税」及び一般会計からの繰入金のいずれも財源とすることができ。

なお、「保険料」については国民健康保険法施行令の改正により、平成25年度から旧ただし書方式への一本化に際し、市町村による保険料激変緩和措置（独自減免）の財源を、保険料とすることができるようになる。

これにより、平成25年度からは、保険料(税)を独自減免の財源とすることが法令上、可能となる（「保険税」についても同様の趣旨から地方税法の解釈の明確化が行われる予定）。

イ. 一部負担金の独自減免について

一部負担金の独自減免については、国民健康保険法施行令及び地方税法の解釈上、保険料(税)賦課総額に含めることはできないため、原則として一般会計からの繰入金を財源とすべき。

なお、上記アの平成25年度からの政令改正に関連し、一部負担金の独自減免の財源を保険料(税)とすることができる旨の政令等の改正については未定。

(3) 赤字解消のための繰入れの考え方

赤字解消については、国民健康保険制度が特別会計を設けている趣旨から、また、赤字の主な要因が保険料(税)を適正に賦課・徴収できていないことにあるため、原則として保険料(税)を充てるべきである。

しかし、累積赤字の解消については、多額の赤字を累積するに至った過去からの事情等もあることから、必ず保険料(税)を財源とするべきとまではいえ、一般会計からの繰入れによる対応も認められる。

2 法定外繰入れ理由ごとの考え方

法定外繰入れ理由(※)	一般会計からの繰入れの考え方	
	可否	理由
①保険料(税)の減免 (個別の「特別の理由」によるもの)	○	上記1(2)のとおり。
②保険料(税)の軽減 (一律的な基準によるもの)	○	①と同様
③一部負担金の減免	○	①と同様
④直営診療施設	○	国保事業であるが、直営診療施設事業助定で運営され、保険料(税)を充てるものではないため。
⑤累積赤字補填	○	上記1(3)のとおり。
⑥地方単独事業の医療給付費波及増等(公費負担分)	○	保険料(税)を充てるべきものでないため(国の予算編成の留意事項のとおり)。
⑦地方単独事業の医療給付費波及増等(保険料分)	×	保険給付は公費負担分を除いては、保険料(税)を充てるものであるため。
⑧単年度の決算補填	×	保険給付にかかる補填は、保険料(税)又は法定の公費負担を充てるものでないため。
⑨保険料(税)の負担緩和	×	制度上、一般会計からの繰入金により賦課総額の圧縮は行うものでないため。
⑩任意給付費	×	保険給付は公費負担分を除いては、保険料(税)を充てるものであるため。”
⑪医療費の増加	×	”
⑫保健事業費	×	本事業は国保事業であり、保険料(税)を充てるものであるため。
⑬納税報奨金(納付組織交付金)	×	”
⑭高額療養費貸付金	×	”
⑮後期高齢者支援金	×	支援金は保険料(税)を充てるものであるため。
⑯基金積立	—	積立目的による。
⑰公債費、借入金利息	—	借入目的による。
⑱返済金	—	借入目的による。

※：厚生労働省調査「平成21年度における国民健康保険事業実施状況報告について」の項目及び同調査の「その他」に市町村が記載した主な項目を記載している。